

老朽空家等解体撤去費を助成します

市では、安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、経年劣化等により周囲に危険性のある老朽空家等を解体撤去する方に、解体撤去費用の一部を助成します。



補助上限額 25万円

対象 空家等

- ・大館市都市再興基本計画に定める**用途地域内**、または国道若しくは県道に接し、一年以上使用されていない建物
- ・昭和56年5月31日以前に建設された旧耐震基準の建物
- ・個人が所有する（法人所有は不可）居住の用としていた専用住宅及び併用住宅
- ・空家等老朽基準判定で50点以上100点未満の建物

対象者

- ・登記事項証明書に記載されているかた、またはその相続人

補助 要件

- ・市税等に未納がないこと
- ・5年以内に補助金を受けていない建築物であること
- ・抵当権者や権利者から同意を得ていること
- ・解体後の跡地に3年間は、所有者、相続人、これら三親等以内の親族が建て替え、または駐車場経営をしないこと

対象 工事

- ・対象空家等及び敷地内の工作物等の全部を解体・撤去する工事
- ・他の補助金の交付を受けない工事
- ・補助金交付決定後に着手し、交付申請した年度の3月31日までに完了する工事

対象 経費

- ・解体撤去工事の工事費（家財及び事業用資産の処分費除く）
- ・解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬及び処分費

補助額

- ・補助対象経費の1/4（上限25万円）

申請の際は、空家等老朽基準判定が必要となりますので、事前に危機管理課へお問い合わせください。

お問い合わせ

大館市役所 総務部 危機管理課

☎ 43-7100

